

米国のエビデンスに基づく非行予防施策に関する一考察 —マルチシステミック療法の検討を通して—

宮 古 紀 宏

はじめに

非行・犯罪予防施策において、施設内処遇の矯正と保護観察を主体とした社会内処遇の更生保護との連携は、我が国において従来から指摘され続けてきたことであるが、現在では、さらにより包括的な視座に基づく連携、すなわち、司法と福祉、さらには学校を中心とした教育との連携が重要視されている。その一例が、社会福祉士の司法領域への参入である。社会福祉士は、主に高齢者医療や介護の領域で日常生活に支障がある者を対象に、相談・援助業務を通して対象者にふさわしい社会的資源を見出し、それらの資源へと適切につなぐ役割を担うものであるが、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正にともない、その職域は司法、教育、労働、保健分野をも内包するものとなつた⁽¹⁾。司法領域における社会福祉士（リーガルソーシャルワーカー）は、現在、刑務所を中心に活動が展開されているが、その実践の可能性に関する研究は開始されたばかりである⁽²⁾。社会福祉士の司法領域への参与の背景には、刑務所や少年院といった矯正施設を出たものの更生の成否が、その後に就労や就学、あるいは、個人の有する医療福祉的ニーズに合致した機関等に橋渡しされ、適切にコミュニティに統合されるかどうかにかかっているという事実がある。就労や就学ができず、コミュニティから負のラベリングを受けたものは、更生が困難となることは想像に難くない。施設内の個人を対象とした教育的介入には、当然のことながら限界があり、施設を出た後のアフターケアは我が国の矯正及び更生保護が抱える焦眉の課題であるといえよう。そのアフターケアの要として、社会福祉士の参与が期待されているのである。

アフターケアは、主にコミュニティ基盤型の非行・犯罪予防施策である。対象者の内的変容を促すアプローチよりも、むしろ、対象者のあるべき環境設計・構築に力点が置かれる。非行・犯罪予防をコミュニティベースで構築していく知見は、米国やカナダ等の英語圏において積み重ねられている。もちろん、非行・犯罪予防の介入対象を個人に限定するだけでなく、その個人の置かれている環境をも視野にいれて取り組むべきことは、米国等の実証研究の知見を待つまでもなく周知のことであるが、我が国における家庭やコミュニティをも取り込んだ非行・犯罪予防施策は、精緻なシステムとして体系化されているとはいえないのが現状である。我が国に比して、米国やカナダでは、非行・犯罪予防の政策立案及び実践で実証研究が重視されており、疫学的発想に基づく体系的な非行・犯罪予防モデルが考案されている。すなわち、非行・犯罪傾向のないものから、その傾向の端緒にあるもの、また、

非行・犯罪を発現させ刑事司法機関に係属しているものまでを対象に、非行・犯罪傾向の進度を軸に三つに分け、予防施策を図っている（一次予防、二次予防、三次予防）。これは疫学に基づく予防医学や公衆衛生のモデルを援用したものであり、対象者個人の資質や性格、行動といった内面的要因のみを介入対象とするのではなく、その対象者を取り巻く環境的要因をも広範囲で介入の射程とすることに特徴がある。

さて、本稿では、対象を少年⁽³⁾に絞り、体系的なコミュニティベースの非行予防施策を展開している米国に着目し、その実践を考察したい。とりわけ、厳密な研究デザインによる効果研究を志向したエビデンス・ペイスト思潮の下で展開している代表的な非行予防プログラムであるマルチシステムミック療法（Multisystemic Therapy 以下、MST）を取り上げ、その理論と実践を考察対象とする。MSTは、非行少年の家庭を介入の中心的対象としたものであるため家族療法的色彩の強い実践であるが、家庭の養育機能の改善を企図するだけにとどまらず、家庭を介して少年が身を置く環境、例えば、学校や職場、交友関係等の少年の広範な生活環境の調整をも改善対象とするプログラムであるため、コミュニティ基盤型の実践としても捉えられる。米国の実践を日本よりも優位にあると位置付けるわけではないが、科学的なエビデンスを志向し産出された知見は考察するべき一定の価値を有すると思われる。日本と米国の社会的背景が異なることはいうまでもないことであり、米国でその効果を認められた実践が直ちに日本で効果を有するかは不明であるものの、効果研究のデザインや非行臨床のプログラム化の手法等は、我が国においても見習うべきことが多いと思われる。また、米国のエビデンスに基づくとされている実践の考察を通して、我が国の多機関連携を主眼とした非行予防施策への示唆をも同時に得られると考える。

本稿では、まず、エビデンスに基づく非行・犯罪予防活動を推進している米国の犯罪学者であるシャーマン（Sherman, L. W.）らの研究をもとに、非行予防における家庭及びコミュニティの役割の重要性について述べる。次に、エビデンス・ペイスト思潮の視座の下で、その効果が有望視されているコミュニティベースの非行予防施策である MST の理論と実践について述べる。さらに、MST の効果研究について、シャーマンらの研究と刑事政策や教育、社会福祉領域での政策・実践における効果研究を企図したキャンベル共同計画（Campbell Collaboration: C2）での研究知見を概観し述べる。最後に、我が国におけるコミュニティを基軸にした非行予防活動の現状について、とりわけ、学校教育と警察の連携による方策を例に、米国の実践との比較から課題を浮き彫りにする。

1. 非行予防における環境の意義

非行・犯罪予防は一般的にどの国においても家庭、学校、福祉、警察、裁判所、矯正、更生保護等の様々な機関が関わっているが、これらの機関が連携・協力して、対象者への支援を継続していくことが重要であることはいうまでもない。はじめにでも述べたように、我が国では、司法と教育、あるいは福祉というように領域横断的な支援は断絶しがちであり、円滑に支援を継続できていなかったという問題意識は、近年、非常に高まっている。

非行からの立ち直りを確かなものにするためには、少年に対する社会内のサポート型な環境下での継続的な支援が重要である。これは、我が国においても実務家の現場経験から、例えば、矯正と更生保護の連携という文脈の下でかねてから述べられ続けていたことである。すなわち、更生は施設内処遇によって完結するものではなく、社会内において実現されることが問われ続けるものであり、保護観察を中心とする更生保護との連係とその機能の充実強化が重要であるとする。だが、現在の米国における実証主義の知見の成果によれば、矯正と保護といった狭義の連携にとどまることなく、より巨視的な家庭やコミュニティをも取り込んだ連携の意義が強調されている。このような知見を総合的かつ実証的に裏付けた米国の犯罪学者であるシャーマン（Sherman, L. W.）らの研究は意義を持つといえよう。

米国は、非行・犯罪予防の各諸施策に対し、その効果検証に関する研究を着実に積み重ねつつある。これは、医学の分野を代表に発展したアプローチであるが、刑事政策の分野においてもその動向は顕著である。その代表的なものに、2002年に、シャーマンやファーリントン（Farrington, D. P.）、ウェルシュ（Welsh, B. C.）、マッケンジー（MacKenzie, D. L.）といった米英の犯罪学者による非行・犯罪予防の各種諸施策の効果研究があげられる⁽⁴⁾。シャーマンらは、600以上もの非行・犯罪予防施策を7つの領域に分け、領域ごとに「有効」、「無効」、「有望」及び「不明」とそれぞれの施策をラベリングした⁽⁵⁾。とりわけ重視されているのは、集積した研究がどのような研究デザインに則っているかである。各施策の効果検証について、研究者のバイアスを極力排除した無作為化比較試験のような研究デザインが重視され、そのような研究を収集し統計的に統合し、そこから産出された結論が「エビデンス・ペイスト（根拠に基づく）」とされるのである。

シャーマンらの研究により、刑事政策におけるエビデンス・ペイスト思潮の地位はより確かなものになったといえる。シャーマンらは、より厳密さを担保した科学的方法による検証を実施することで、エビデンスに基づいた効果的な非行・犯罪予防プログラムに関する情報を、政策立案者や実務家等に提示したのである。後述するが、2000年には、「刑事司法」、「教育」及び「社会福祉」の3領域での政策全般についての効果研究を行う国際的プロジェクトであるキャンベル共同計画が発足し、厳密な研究デザインによる効果研究は活発化している。

さて、上述のシャーマンらの研究で明らかになったことの一部を紹介すると、家庭や学校、矯正という場の違いにおいても個人を対象としたアプローチでは、認知行動療法的な教育実践が最も効果が高いということ、また、行動の規範を設定し、信賞必罰の関係を行動に明確に付与し、その行動基準を教育に携わるものが共有し継続的に実施するという構造化された教育の場が重要とされる。とりわけ、「家庭」の領域における非行予防施策で「有効」とされたものに本稿の考察対象であるMSTが挙げられているが、これは家庭における保護者の養育スタイルを上述のような明確化された行動基準に則った毅然としたスタイルに変容させることが目指されている。その他、非行少年に対する施設内の矯正教育だけでなく、施設を出た後も何らかの形で専門的な教育が継続され、サポートを維持することが再犯率を有意に低下させたことが実証的に示された。これは、施設内では対象少年の認知や行

動に照準を絞った教育が重視され、その後、社会に出てからは就労支援や適切な指導監督を行い、社会とのつながりを健全な形で持続させることの重要性を意味している。シャーマンらは、非行少年が身を置く、家庭や学校、職場等を含めた包括的なコミュニティへの直接的かつ間接的な支援の継続の意義を実証的に明らかにしたのである。

2. 家庭とコミュニティを基盤にした非行予防アプローチ —マルチシステミック療法の理論と実践—

米国は、学校や福祉、司法等、様々な領域においてNPO等の民間団体が積極的に関わる制度的基盤整備が進んでいるが、本稿の考察対象である非行予防施策においても連邦や州政府のイニシアティブにより、NPOによる処遇プログラムの開発及びその効果研究は活発に行われている。民間団体が開発した実績のあるプログラムに補助金等の支援を行い、さらに、効果研究によりエビデンスを有するとされた実践には、連邦や州等の公的機関が認可を与え、インターネット等の電子媒体で公開している。これらの情報は、新たな効果研究の知見を取り込むことで更新され、現時点でのエビデンスに基づく実践の最新の知見に誰もがアクセスできる環境が構築されている。

エビデンスに基づく非行・犯罪予防プログラムの情報を収集し、公開している代表的な機関とその機関が提供しているWebサイトには、例えば、コロラド大学の暴力研究予防センター（Center for the Study and Prevention of Violence: CSPV）が運営している「暴力予防のための青写真（Blueprints for Violence Prevention）」や米国司法省の少年司法・非行予防局（Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention: OJJDP）が運営している「OJJDP モデルプログラム・ガイド（OJJDP Model Programs Guide）」、米国健康福祉省の物質乱用・精神衛生サービス局（Substance Abuse & Mental Health Services Administration: SAMHSA）が運営している「NREPP（National Registry of Evidence-based Programs and Practices）」があげられる。本節で取り上げるMSTは、上述の3つのWebサイトに非行予防に有効なプログラムとして登録されている。

本節では、MSTの基礎理論と具体的実践について概観し、その内実を考察したい。考察にあたり、MSTの開発者であるヘンゲラー（Henggeler, S.）の著書及びヘンゲラーがディレクターを務めているMSTサービス（MST Services）がWeb上で提供している情報は有益と思われるため資料としている⁽⁶⁾。MSTサービスとは、米国を拠点にMSTプログラムの運営や開発、職員研修等を手掛けている母体であり、サウスカロライナ医科大学（Medical University of South Carolina）及び家族サービス調査センター（Family Services Research Center）と提携し活動している民間団体である。その活動目的は、反社会的な行動傾向を有する青少年とその家族の生活改善であり、そのためのコミュニティへのMSTの普及、実施の支援、また、実務家研修やライセンスの認可を行っている。さらに、独自にプログラムを開発・改良し、効果研究によるエビデンスを公開している。MSTサービスの精力的な活動実績や実証研究による効果検証により、その実践は現在、諸外国にも広く普及しつつある⁽⁷⁾。

① MST の基礎理論

MST は、対象少年の家庭、親類、学校、近隣等の広範な環境を介入の対象とする非行予防プログラムである。MST の開発者であり、現在 MST サービスのディレクターを務めているヘンゲラーによれば、その実践の基礎理論は、1979 年にモスクワ生まれの米国発達心理学者であるブロンフェンブレンナー (Bronfenbrenner, U.) が提唱した生態学的システム理論である⁽⁸⁾。

ブロンフェンブレンナーは人間の発達を「人がその環境を受けとめる受けとめ方や環境に対処する仕方の継続的な変化」⁽⁹⁾であり「人が自己の特性を見いだしたり、維持したり、変えたりする能力を成長させていくことと同様に、生態学的環境やそれとの関係についての概念を発展させるもの」⁽¹⁰⁾と定義し、発達は人間自身の成長と環境との相互作用によるものと捉えた。ブロンフェンブレンナーの理論の特徴は、環境を「生態学的環境」という四つの次元で捉えることであり、それらは①マイクロシステム (microsystem), ②メゾシステム (mesosystem), ③エクソシステム (exosystem), ④マクロシステム (macrosystem) と分類される⁽¹¹⁾。マイクロシステムとは、人の具体的かつ直接的な行動場面における活動や役割、対人関係のパターンである。メゾシステムとは、マイクロシステム間の相互関係を指す。エクソシステムとは、人の直接的な行動場面にはないが、マイクロシステムやメゾシステムに影響を及ぼすより広範囲な領域を意味する。マクロシステムは、上記の三つのシステムを包含する社会の信念体系やイデオロギーのことである。ブロンフェンブレンナーの理論の意義は、発達を人間と環境の相互作用の産物、とりわけ、それを直接的かつ具体的な行動場面からの影響に限らず、より広範囲のシステムをカテゴライズし、それらからも発達という営みが継続的な影響を受ける可能性を提示したことにあるといえる。

生態学的システム理論を MST プログラムの中核に据えることで、非行という行動がシステムティックな環境との相互作用の帰結として捉えられる。非行は、家庭や学校といった少年の直接的な相互作用の場にとどまらず、家庭と地域のかかわりや家庭の保護者と職場といった少年が直接には関与していない場からの影響をも考慮し、アセスメント対象とする。すなわち、MST は、生態学的環境という視座のもと、非行少年自らが身を置く限定的な行動場面にとどまらず、より広域的なシステムについても見立て、介入対象とするのである。

② MST の具体的実践 (MST サービスのモデルプログラムより)⁽¹²⁾

MST サービスが開発・作成したモデルプログラムでは、その実践は訓練された 2 から 4 名の常勤のセラピストから構成され、平均 4 か月にわたり支援を継続することとされている。具体的な介入方策として、非行少年の発達に重大な影響を与えるシステムである家庭や友人、学校、近隣関係等に着目する。これらのシステムへの介入では、非行を助長するリスク因子とそれを減退する保護因子を特定し、両因子に介入することが企図される。MST は実践上の原則が規定されており（表 1）、プログラム履行上の完全性を担保するために MST サービスによる継続的なスーパービジョンが行われる。MST を理解する上では、「フィット (fit; 適合性)」という概念の理解を欠かすことはできない。MST

の特徴は、上述したように生態学的かつシステム論的な視座の下で非行のアセスメント及び処遇を実施することであるが、フィットとは、少年の問題を定めた後に、同定した問題と複合的なシステム間の関連性を意味する。すなわち、MSTは、少年の非行という問題を維持し悪化させているシステム同士の相互作用を介入の焦点とするのである。MSTは、フィットの概念を用いてアセスメントと処遇を開拓するため、処遇効果が目に見えて表れないときは、処遇の障壁となっているシステム間のフィットを絶えず検討し、その解消が企図される。

表1 マルチシステミック療法の9つの治療原則

原則1	アセスメントの主な目的は、同定された問題と広範なシスティックな環境の間にあるフィットを理解することである
原則2	治療的な関わりでは良い部分を強調し、システム内のストレンジスを変化のこととして利用する
原則3	介入は家族の責任ある行動が促され、無責任な行動が減るように計画される
原則4	介入は現在に焦点を当て、行動志向型とし、具体的で明確に定義された問題を標的にする
原則5	介入は同定された問題を維持する複数のシステム内あるいはシステム間の行動の連鎖を標的にする
原則6	介入が発達上適切であり、子どもの発達上のニーズに見合っている
原則7	介入は家族の毎日もしくは毎週の努力を求めるように計画される
原則8	介入効果は複数の視点から継続的に評価され、サービス提供者は効果が成功するまで障壁を克服する責任を負っている
原則9	介入は、治療の般化を促し、治療による変化が長期的に維持されるよう計画され、養育者を励ますことで、複数のシステム内の環境にある家族のニーズを処理できるようにする

(スコット W. ヘンゲラー他編著 吉川和男監訳『児童・青年の反社会的行動に対するマルチシスティックセラピー(MST)』、星和出版、2008、p.28より作成)

MSTでは、特に家庭への介入に重きを置いていたため、本項では、主に家庭への具体的介入方策について考察したい。家庭への介入では、非行少年本人よりも保護者と緊密な協力関係を構築することが目指される。家庭内のメンバーの性格や相互関係の質、親類関係、協力が得られそうな外部支援等を質問や観察等に基づき丁寧に査定し、介入の焦点となるリスク因子と保護因子を特定していく⁽¹³⁾。これらの情報は、家族以外にも学校の教職員や場合によっては地域関係者をも対象に収集していく。リスクと保護の両因子の査定を明確にした後、介入計画を立て、具体的な処遇が行われることになるが、処遇上の留意点としては、保護者に少年の行動の善し悪しについて明確な規則を設定させ、それらの行動に対する賞罰関係を構築し、規則を順守させるための監護について学ばせることが必要である。すなわち、家庭の保護者の養育スタイルを甘やかしや放任、威圧的なものではなく、毅然とした対応へと変容させることが目指される。また、改善への変化の障壁となる事柄を同定し、それを取り除く支援が行われる。介入の障壁となりうる具体的な問題は、例えば、保護者が抱える薬物依存や精神疾患である。これらの問題がある場合は、保護者が直接的な支援の対象となるため、適切な治療ができる機関へ係属させることが目指される。

さて、MSTにはセラピー（Therapy）という用語が当てられている。セラピーは、我が国では一般に「療法」や「治療」という訳語が与えられるため、セラピストとクライエントという二者間における治療的実践をイメージしやすいが、MSTの介入対象は非行少年のみならず、その少年に深く関係する家族や学校、職場、友人関係等を含むため、ソーシャルワーク的な環境調整をもその意味内容にこめられる。すなわち、MSTとは非行少年本人とその環境をも取り込んだ多面的かつ系統的な非行予防戦略を統合しモデル化したものであるといえる。なお、我が国では、厚生労働省所管の国立精神・神経センターの精神保健研究所司法精神医学研究部の主導で、MSTの導入が検討されている。2007年より米国MSTサービスとの連携の下で、東京、神奈川、埼玉、千葉県内の公立中学校スクールカウンセラーを募り、フィールドトライアル研究がスタートし現在進行中である⁽¹⁴⁾。

3. MSTの効果研究

米国を中心にMSTの効果研究は、徐々に積み上げられている。本節では、先述したシャーマンらのメリーランド式科学的方法尺度を用いた研究とキャンベル共同計画（Campbell Collaboration: C2）の系統的レビューにおける研究成果を概観し、MSTの効果について考察する。

シャーマンらによるメリーランド式科学的方法尺度を用いた非行予防施策の効果研究では、MSTは「家庭に基づく犯罪予防（Family-based crime prevention）」に分類され、ファーリントンとウェルシュが担当している⁽¹⁵⁾。ファーリントンらは、判決を受けた少年、または精神科への緊急入院となった少年に実施されたMSTの5件のレビューを行った⁽¹⁶⁾。これらの研究を精査したところ、MST処遇群の再犯の減少、あるいは、再犯した場合でもその重大性が統計的に有意に減少していることが示された。ファーリントンらは、「家庭に基づく犯罪予防」としてのMSTは、確かなエビデンスを有するとして「効果がある」と結論している。

また、シャーマンらの研究とは別に、エビデンスを重視した総合的な犯罪予防効果研究を実施している国際的プロジェクトであるキャンベル共同計画がある。2000年に発足したキャンベル共同計画は、「刑事司法」、「教育」及び「社会福祉」の3領域での政策全般について、効果研究の系統的レビュー⁽¹⁷⁾を行い、政策立案者、研究者、実務家のみならず一般市民をも含めた広汎な人々に、政策のエビデンスに関する情報をインターネット等の電子メディアを通して提供することを設立趣旨としている⁽¹⁸⁾。

キャンベル共同計画でもMSTに関しての効果研究が実施されている。ブリンマー・カレッジ（Bryn Mawr College）のソーシャルワーク研究者であるリッテル（Littell, J. H.）らは、MSTに関する266の研究を検討し、そこから最終的に厳密な研究手続きに則った8つの研究を抽出し、2005年に系統的レビューを完了した⁽¹⁹⁾。リッテルらの研究は、これまでにMSTの効果研究を行った研究者に個別に連絡を取り、未公表データを取り寄せ、丁寧に再度分析をし直したことや、公表されていない効果研究をも探し出し調査対象に含めた点で、従来のレビューよりも妥当性と信頼性を担保している。リッテルによれば、MSTが青少年の非行予防施策として、他の臨床的介入よりも有意に効果

があると決定づけるエビデンスはないという。このことは、MSTが有効であるとしてきた多くの研究を覆す見解となった。リッテルらは、自らの研究が先行研究者たちのレビュー結果と異なったことについて、無作為割り付けの方法の不明瞭さやITT解析（intention to treatment analysis）⁽²⁰⁾の不完全さ、MST開発者による効果研究のバイアス等のいくつかの要因を挙げている。だが、MSTが有害な結果をもたらすとの結論が導かれたわけではないため、今後も厳密な研究デザインに基づく一次研究の集積が重要であるとしている。

メタ・アナリシスや系統的レビューを行えば、良質なエビデンスが産出されると信じられているが、厳密な研究デザインによる一次研究の集積とそれらの統合は、研究者の手順が異なると容易に違った結論を導くことになる。MSTの効果研究に関するシャーマンらの研究とキャンベル共同計画の知見の差異は、それを表している一例といえよう。

4. 我が国でのコミュニティを基盤とした非行予防施策

—学校と警察の連携を例として—

コミュニティを包括した非行予防施策は、米国だけでなく日本においても徐々に進展しつつある。我が国でコミュニティベースの非行予防の指導的役割を担っているのは、学校と警察である。

2001年4月に、少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告「心と行動のネットワーク」一心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へー」が発表され、児童生徒の問題行動への対応について、学校と関係機関の連携の意義とシステム構築の必要性が具体的に提言された⁽²¹⁾。ここで述べられている関係機関は、学校、PTA、教育委員会、地域住民、警察、児童相談所等、広範囲にわたるコミュニティ・ネットワークが想定されている。これを受けて文部科学省は、2002年度から「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」を開始し、本事業では問題行動のある児童生徒一人ひとりに即したサポートチームを組織的に編成して対応することが目指されている⁽²²⁾。

石橋昭良は、非行予防における関係機関の連携の意義を強調しつつも、制度上の不備を指摘している⁽²³⁾。石橋によれば、組織的な合意に基づいて連携が進むことはまれであり、各機関の担当者の力量に依存するところが大きいという。サポートチームを立ち上げても、参加機関の機能の理解が相互に不十分で、必要な情報が得られずに互いに不信感を募らせる場合もあるため、サポートチームの成否は、関係諸機関を調整するコーディネーター役にかかっているという。石橋の指摘を考慮すると、我が国での学校と警察の連携を軸としたコミュニティ基盤型の非行予防は、サポートチームの編成とネットワーク・システムづくりにおいて現場の裁量が大きく、実務家の熱意と努力に支えられている面が多分にあるため、支援の質に幅があると思われる。学校と警察は疫学的な非行予防の視座に立てば、非行の一次予防及び二次予防の中核を担うこととなり、その役割は非常に重要であるが、徐々に相互の連携構築は図られつつあるものの、その活動の成否は、実務家それぞれの力量に左右されがちである。このような現状において、MSTのような実証的に体系化された実践モデルは、多機関連携による非行予防に一つの手がかりを与えるものになりうる。MSTセラピストは、対象少年をマク

口な生態学的視座からアセスメントするため、多機関協働の非行予防コーディネーターとしてのソーシャルワーク活動をも担いうる。また、少年個人へのアプローチだけでなく、少年の属する広範な環境調整をも内実とするコミュニティ基盤型の非行予防では、担当職員の業務量が過重になりがちであるが、MSTはチームでを行い、さらにそのチームをサポートし、絶えずスーパーバイズするバックアップ機関を有しているため、職員の負担を軽減することができ、絶えず活動の修正を客観的に行うこと可能とする。MSTプログラムをそのまま我が国に輸入するには課題があるものの、そのシステムティックな制度と実践は、我が国の活動に示唆を与えるものと思われる。

おわりに

本稿は、米国における厳密な研究デザインを社会政策に当てはめ、その施策の有効性を明らかにするエビデンス・ベイスト思潮の非行予防領域での知見の一端を素材に、我が国への示唆を検討することを試みた。

前述したが、米国の実践を我が国の実践よりもただちに優位なものと位置づけるつもりはないが、国家の政策や実務家の実践をそのまま無批判的に認めるのではなく、何が有効で、何が無効であるかを明らかにしようとする社会的動向は、我が国においても学ぶべきところがあるのではなかろうか。我が国の非行予防施策に関する効果研究は、客観性を担保する研究デザインによって検証しているものは皆無に等しく、とりわけ、教育的な非行予防活動の研究報告は、実務家の現場報告程度のものにとどまっている。実務家の熱意と情熱に依拠した経験側にとどまった実践から脱却し、実証的に実践を構築していくことが非行予防施策と活動の底上げに重要であると考える。

(1) 2007年11月2日衆議院厚生労働委員会「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議案」より。

(2) 財団法人日本社会福祉士会は、2008年度より矯正施設や更生保護施設における社会福祉士の参与可能性に関する研究を開始している。

(3) 我が国の少年法第2条1項では、少年は「20歳に満たない者」と規定されているが、米国では州によって「少年(juvenile)」の年齢に関する規定が異なっている。本稿での少年とは、日米ともに少年司法制度に係属しうる年齢の者と規定する。

(4) Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C. and MacKenzie, D. L. Evidence Based Crime Prevention: London, England, Routledge, 2006. (ローレンス W. シャーマン他編著 津富宏・小林寿一監訳『エビデンスに基づく犯罪予防』、社会安全研究財団、2008.)

“Evidence-Based Crime Prevention”は、2006年に改訂版が出版されている。

(5) シャーマンらは、非行・犯罪予防施策を①家庭、②学校、③コミュニティ、④労働市場、⑤（個別の）場所、⑥警察、⑦司法及び矯正という7つの領域に分け、独自に作成した「メリーランド式科学的方法尺度(the Maryland Scientific Methods Scale: SMS)」に基づき、各施策の効果検証を行っている。

メリーランド式科学的方法尺度とは、犯罪予防プログラムに関するそれぞれの研究を、どれだけ厳密な手続きを踏まえて論証されているかを査定する尺度であり、レベル1から5の5段階で構成されている。数字が大きいほど方法論的に厳密で、研究としての信頼性、妥当性が高いとされる。シャーマンらは、犯罪予防に関する研究を、メリーランド式科学的方法尺度に当てはめ評価、検証し、それらのプログラムを「効果が

ある（what works）、「効果が無い（what does not work）」、「有望である（what is promising）」及び「不明である（what is unknown）」の4つに分類している。

- (6) Hengeller, S. W., Schoenwald, S. K., Borduin, C. M., Rowland, M. D., Cunningham, P. B. *Multisystemic Treatment of Antisocial Behavior in Children and Adolescents: The Guilford Press A Division of Guilford Publications, Inc.* New York, 1998. (スコット W. ヘンゲラー他編著 吉川和男監訳『児童・青年の反社会的行動に対するマルチシステムセラピー（MST）』、星和出版、2008.)
<http://www.mstservices.com/index.php> (MST Services) (2008年10月16日現在)
- (7) 同上 URL によれば、米国以外にオーストラリア、カナダ、デンマーク、オランダ、ノルウェー、北アイルランド、イングランド、ニュージーランド、スウェーデン、スイスに MST は普及している。
- (8) U・ブロンフェンブレンナー著 磯貝芳郎 福島譯訳『人間発達の生態学 発達心理学への挑戦』、川島書店、1996. (Bronfenbrenner, U. *THE ECOLOGY OF HUMAN DEVELOPMENT: Experiments by Nature and Design: the President and Fellows of Harvard College*, 1979.)
- (9) 同上書、p.3.
- (10) 同上書、p.10.
- (11) 同上書、pp.17-46.
- (12) http://www.mstservices.com/mst_treatment_model.php (MST Services: MST Treatment Model) (2008年10月16日現在)
- (13) 同上 URL では、家庭のリスク因子として、監護力の不足や粗暴で一貫していないしつけ、夫婦間の葛藤、保護者の問題（薬物依存、精神疾患、犯罪性）が、また、保護因子として、少年の両親への愛着、支持的な家庭環境、夫婦間の親和性が挙げられている。
- (14) <http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/index.htm> (国立精神・神経センター精神保健研究所司法精神医学研究部) (2008年10月16日現在)
- (15) Farrington, D. P. and Welsh, B. C. "Family-based crime prevention" In *Evidence Based Crime Prevention*. Edited by Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B.C. and MacKenzie, D. L. London, England, Routledge, 2006, pp. 22-55. (前掲書『エビデンスに基づく犯罪予防』、pp.23-50.)
- (16) Ibid., pp. 45-48.
 5件の研究における少年の処遇開始時年齢は13～15歳で、介入場所は、自宅、学校及び地域のレクリエーションセンター等である。各研究のサンプルサイズは84人から176人の間である。各研究の追跡期間は6か月から4年の間である。また、5件すべての研究は、MST 処遇群とその他の介入群に少年を無作為に割り付けていているため、メリーランド式科学的方法尺度による基準では各研究とも最も高いレベル5である。
- (17) 系統的レビューは、①リサーチクエスチョンの明確化、②文献の探索、③文献のスクリーニング、④文献のコーディング、⑤統計分析、⑥定型的な報告という一連の手続きから構成されているものであるが、文献の探索においてはレビューする先行研究に無作為化比較実験が用いられていることを重視しており、また、先行研究を統計分析により統合するにあたりメタ・アナリシスを用いることが、大きな特徴であるといえる。キヤンベル共同計画の日本語サイトを運営している津富宏の「系統的レビューに基づく社会政策を目指して：キヤンベル共同計画の取り組み」『日本評価研究3巻2号』、日本評価学会、2003に詳しい。
- (18) <http://www.campbellcollaboration.org> (The Campbell Collaboration) (2008年10月16日現在)
<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/index.html> (キヤンベル共同計画日本版サイト) (2008年10月16日現在)
- (19) http://www.campbellcollaboration.org/campbell_library/index.shtml (Littell, J. H., Popa, M., Forsythe, B. "Multisystemic Therapy for social, emotional, and behavioral problems in youth aged 10-17 (Campbell version)" (2008年10月16日現在)
http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/docj/RIPE/document/socwelf/MST_Littel_Review.pdf (中戸川清夏 佐藤梢 藤野京子訳「10～17歳の社会的、情緒的、行動的問題に対するマルチシステム療法（キヤン

- ベル版)」) (2008年10月16日現在)
- (20) ITT 解析とは、処遇群と統制群の脱落者をも含めて解析する方法である。MST 処遇群に割り付けられた参加者が途中で脱落した場合、解析の段階で脱落者を除くと、最初の集団とは異質なものとなっている。脱落者が除かれ、MST を最後まで受けたもののみを効果研究の対象とすれば、効果があるとの結論を導きやすい。
- (21) 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告「「心と行動のネットワーク」一心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へー」、2001。
- (22) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/04/04042704/009/004.htm (文部科学省「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業) (2008年10月16日現在)
- (23) 石橋昭良「警察における少年活動」小林寿一編著『少年非行の行動科学 学際的アプローチと実践への応用』、北大路書房、2008、pp. 131-145。